

国民年金第2号被保険者等の種別変更における 職権処理についての指定都市市長会要請

国民年金の第2号・第3号被保険者（以下、「第2号被保険者等」という。）から第1号被保険者への種別変更については、本人から市町村長への届出が必要となっている。

届出が行われない場合、第2号被保険者等の資格喪失から3か月後に日本年金機構（以下、「機構」という。）による届出勧奨が行われ、約5か月経過時点でも届出がない場合は、機構の職権による種別変更処理が行われている。そのため、第1号被保険者への種別変更となる事実発生から保険料納付の通知まで、相当な期間を要しており、長期間の未納や納付率の低下につながっているものと考えられる。

一方、令和元年10月には、20歳到達時の国民年金の被保険者としての資格取得に関して、機構が20歳到達の事実確認を行うことで職権による資格取得処理を行い、本人による届出を不要とする仕組みが導入された。

第2号被保険者等の離職時には、事業主から機構に対して資格喪失届が提出されることから、20歳到達時の処理と同様に、資格喪失届の情報をもとに機構の職権による種別変更処理を行うことができれば、本人から市町村長への届出が不要となり、国民の利便性向上につながる。また、保険料納付の通知及び申請免除等の案内を早期に行うことが可能となり、保険料納付率の向上とともに、国民の年金受給額の確保にも寄与することが期待される。

以上を踏まえ、指定都市市長会として、下記のとおり要請する。

記

第2号被保険者等から第1号被保険者への種別変更について、本人の届出によることなく、事実発生後早期に機構の職権処理が可能となるよう、関係法令の整備等、必要な対応を行うこと。

令和7年8月6日
指定都市市長会